

堺市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会
(堺市上下水道局予算・決算事務 BPR 実行支援業務) 公募審査基準

1 審査の対象

堺市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会（堺市上下水道局予算・決算事務 BPR 実行支援業務）（以下「委員会」という。）は、堺市上下水道局予算・決算事務 BPR 実行支援業務（以下「本業務」という。）に係るプロポーザル参加者が提出した提案書類一式（以下「提案書等」という。）を審査する。

2 審査方法

委員会の各委員は、本業務に係るプロポーザル参加者から提出された提案書等について、仕様書及び提案書作成要領等の内容を踏まえ、下記のとおり審査を行う。

- ・ 審査基準表の審査項目に基づき評価点の採点を行うものとする。
- ・ 各審査項目の評価点の点数配分は、審査基準表の配点によるものとする。
- ・ 各審査項目の審査基準に応じて配点の範囲内で、評価基準に基づき評価点の決定を行うものとする。

3 最優秀提案者の決定

全委員の評価点の合計が最も高い提案を行った者を、本業務の委託先に係る最優秀提案者として選定するものとする。評価点の合計が同一の者が複数あった場合は、審査項目「企画内容」の評価点の合計点数が最も高いものを最優秀提案者として選定する。また、審査項目「企画内容」の評価点の合計点数も同点であった場合は、見積額が低いものを最優秀提案者として選定する。さらに、見積額も同額であった場合は、全委員の択一投票により決定する。

ただし、全委員の評価点の合計点数が総配点の 6 割に満たない場合は、最優秀提案者としての選定は行わないものとする。

審査基準表

1 審査点（配点：36点）

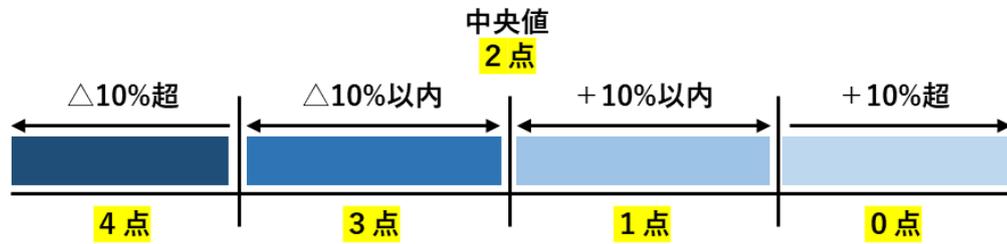
企画提案書及びプレゼンテーションによる評価点。別紙「評価基準」を参照。

2 価格点（配点：4点）

コストによる評価点。

全提案者の見積額の中央値を基準に、提案者の見積額との差により評価。

<価格点の評価イメージ>



- ・全提案者の見積額の中央値を「2点」とします。
- ・提案者の見積額が中央値よりも高い場合、中央値との乖離が10%以内であれば「1点」、10%超であれば「0点」とします。
- ・提案者の見積額が中央値よりも低い場合、中央値との乖離が10%以内であれば「3点」、10%超であれば「4点」とします。